

令和7年度 第9回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年12月5日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長 友 礼 子	3番	藤 原 洋 三
4番	小野弘文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿 部 正 俊
7番	古 宮 輝 美	8番	永 野 恵	9番	河 野 秀 徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣 石 良 幸
13番	松 田 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 小野弘文

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河 村 全 明	緒 方 幸 茂	工 藤 健 司	川 野 勝 彦	杉 本 幸 雄
片 岡 正 子	藤 崎 公 徳	荒 卷 良 直	三 浦 政 己	川 崎 孝 子
古 宮 政 俊	加 藤 定 一	甲 斐 義 信	伊 藤 美 生	宮 本 達 夫
豊 田 健 二	野 田 由 紀	三 浦 真 治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主査	阿 部 貴 之

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 37 号 農地法第3条の申請について
議案第 38 号 農地法第4条の申請について
議案第 39 号 非農地証明願いについて
議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画(案)の所有権移転について
報告第 8 号 農地法第5条許可処分の取消願いについて
報告第 9 号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに
使用貸借権の解約受理について(合意解約)

議長	それでは、令和7年度第9回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9 : 35 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番田坂圭司委員、6番阿部正俊委員の両委員を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第37号から議案第41号までの5議案58件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第37号」「農地法第3条の申請について」の2番を議題といたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より中根次長並びに阿部主査を指名いたします。番号2番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思っております。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
阿部主査	事務局の阿部です。よろしく申し上げます。 議案書1ページをお開きください。 「議案第37号」 農地法第3条の申請について 農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号2番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 、地番 、地目、台帳現況ともに田、地積 m ² 、他5筆、合計6筆の m ² 。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	2番について、 農業委員より説明願います。
 委員	11月8日に 推進委員と事務局2名で現地確認を行いました。ひとつは県道643号線を 方面に1kmほど下ったところにあります。ふたつ目は南に500mほど行ったところで、みつつ目はさらに西に300mほど進んだところです。三か所とも植栽準備が進んで管理がされていました。譲受人はこれから維持管理に努めていくという意思でした。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、父の譲渡人と同居しており、これまで共に水稻耕作及び、今回の申請地とは別に畑でネギ栽培を行ってきたことから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻耕作行うとのこと。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われれます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	只今、「議案第37号」の2番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第37号」の2番については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第37号」の2番については、これを許可することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員入室 >
議長	次に、「議案第37号」「農地法第3条の申請について」の1番及び3番から7番を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号1番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、他1筆、合計2筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	■■■■委員と事務局2名で現地確認を行いました。高齢化で手放すことになりましたが、これからすぐにでも耕作可能な状態でした。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	現地を確認したところ、二か所とも綺麗に管理されていました。向こう3年はちゃんと耕作してくれるだろうと思える状態でした。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、以前から申請地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は申請地周辺に居住し、以前から申請地を耕作していることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻耕作を行っていくとのことですが、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われまます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。

阿部主査	<p>番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。譲受人、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積■■■■㎡、他2筆、合計3筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、管理が困難、空き家取得と農業開始です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>場所は駅の区画のところですが、■■■■委員と事務局2名で現地確認を行いました。■■■■さんが町に引っ越すのに自宅を売却したいとのことで、譲受人の■■■■さんが無農薬栽培の展望があり、話がまとまったようです。空き家と機械を取得するようです。高齢ですが、熱意を感じる人でした。農業をやっていける人と思います。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>農業への意欲が見受けられます。住宅近辺もよく整理されていきましたので、妥当な案件だと思われれます。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
阿部主査	<p>許可基準です。今回、都会のマンションへの引っ越しのため自宅を売却した譲渡人と、その空き家と共に農地を取得し、農業を開始する譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。譲受人は、■■■■にも家庭菜園をしており、周辺部で空き家を探していたところ、空き家バンクに登録されていた今回取得する農地付きの空き家を見つけました。取得後は、キウイ、ナス、カボス等の野菜及び柑橘類を栽培する計画であることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われれます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、他3筆、合計4筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>4番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>11月19日、■■■■委員と事務局2名と申請者の■■■■さんと現地確認を行いました。■■■■さんは市外在住であり、現地は30年以上、譲受人の■■■■さんが管理しています。問題ないと思います。</p>
議長	<p>4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>■■■■さんは近所にいたのでよく知っている人です。■■■■さんも農業に熱心な人なので問題ないと思います。</p>

議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、市外在住で管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、これまで申請地を既に耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。譲受人は申請地周辺に居住し、取得後は引き続き水稲耕作を行っていくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は水稲耕作を行うとのこと。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、弟への贈与、兄からの受贈です。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	11月19日に委員と事務局2名と譲受人で現地確認を行いました。■■■■住宅がありますが、その付近にあります。今は竹が生えていますが、これからはかぼす等のかんきつを植えたいとのことです。兄から弟への贈与とのことで、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、兄弟間で贈与の話がまとまったため申請となりました。申請地は、雑木がうっそうと生い茂っており、近隣住民からの管理を求める意見があがったため、農機具及び重機を所有する譲受人が申請地を整備し、トマト、芋等の野菜を栽培する計画していることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号6番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>

議長	6番について、 農地委員より説明願います。
 委員	11月19日、事務局2名と現地確認を行いました。 から 方面へ道なりに進んだ左手側にあります。 さんは元区長で、 さんは私の横の土地で田んぼをしています。 さんが高齢のため、 さんに売却したいとのことでした。 さんは6丁ほど田んぼをしています。農業に意欲のある さんに渡るのは地元にとっても良いことなので、問題ないと思います。
議長	6番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 さんは5、6年前から さんの田んぼを耕作しております。大型の機械を持っており、管理できると思いますので、審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、これまで申請地を既に耕作をしている譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。譲受人は申請地周辺に居住し、今回の申請地及び周辺の農地においても耕作しています。取得後は引き続き水稻耕作を行っていくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻耕作を行います。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号7番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 、地番 、地目、台帳現況ともに田、地積 m ² 、他2筆、合計3筆の m ² 。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	7番について、 農地委員より説明願います。
 委員	11月17日に 農業委員と事務局2名と さん双方の6名で現地確認を行いました。大変管理が行き届いた土地で、 さんの方も機械を持っており、意欲がありました。
議長	7番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 さんは5年ほど前に家を処分して、今の土地も健一郎さんがもともと作っていた場所です。これを機に財産を処分しようとして さんに引き渡すようです。 さんは 歳ですが、息子がいるので問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、以前から申請地を耕作している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は申請地周辺に居住し、以前から今回の申請地及び周辺農地においても耕作していることから、

	<p>今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻耕作及び野菜栽培を行います。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号7番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第37号」の1番及び3番から7番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見・質疑なしとの声あり</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第37号」の1番及び3番から7番については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしとの声あり</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第37号」の1番及び3番から7番については、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第38号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
梶原主査	<p>事務局の梶原です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>議案第38号 農地法第4条の申請について</p> <p>農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、■■■■歳、無職、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡うち■■■■㎡。外1筆、合計2筆の■■■■㎡うち■■■■㎡。申請内容、農業用施設用地として。申請理由、申請地の一部に農業用倉庫及び耕作作物選別のための作業スペースを造成して利用したい。またハウス周辺に防草用の砕石を敷きたい。こちらは第3種農地で追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員より説明願ひます。</p>
■■■■委員	<p>11月19日に■■■■委員と事務局2名と現地確認を行いました。ビニールハウスが建っていますが、その倉庫兼作業場が欲しいとのこと。周りの排水等も問題ないと思います。審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>スムーズに農作業を行うための施設と環境整備ですので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願ひます。</p>
梶原主査	<p>土地所有者の■■■■さんは、昭和54年に相続により申請地を取得しています。</p> <p>転用の目的は、自宅近くの申請地を農業用施設用地として利用することです。なお、本件は追</p>

	<p>認案件です。</p> <p>追認案件となった理由につきましては、令和7年10月に、転用許可を得ることなく、砕石を敷いて造成していたためです。</p> <p>当初は農業用倉庫を農地に置くだけの計画で、「2a未満の農業用施設を農地に作る場合は届出のみで良い」という許可不要の特例により、農業委員会への届出までは完了していましたが、倉庫を置く際に、土地が低いと雨降ったら浸水すると業者からの助言を受け、以前の届出の内容を越えて、農地法の許可を得ないまま嵩上げして砕石を敷き、造成してしまったとのことです。</p> <p>地域の方から「農地を造成している」旨の通報があり、職員で現地確認後、改めて転用許可を取るよう指導して今回の申請となりました。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は公衆用道路、東側は田、西側は里道水路、南側は雑種地にそれぞれ接しており、今回の転用に関して隣接する土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地2筆■■■■㎡の一部、■■■■㎡に、砕石が既に敷かれて造成されており、追加での工事等は行わず、現状のまま利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、これまで通り既設の排水路に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましても、現状のまま利用するため新たな費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、農業、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。申請内容、牧草保管用地として。申請理由、申請地を近隣で飼育している酪農牛用の飼料作物保管場所として利用したい。こちらは第2種農地で追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	11月18日に委員と事務局2名と申請者で現地確認を行いました。飼料置き場として整備されておりました。本人と事務局との間の行き違いによる追認のようですが、問題ないと思います。
議長	許可基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>土地所有者の■■■■さんは、令和5年に売買により申請地を取得しています。</p> <p>転用の目的は、自宅横の申請地を牧草保管用地として利用することです。なお、本件は追認案件です。</p>

	<p>追認案件となった理由につきましては、令和7年10月に、転用許可を得ることなく、碎石を敷いて造成していたためです。</p> <p>申請地は令和5年6月9日付けで農地法第3条許可によって■■■さんに所有権移転されています。</p> <p>当時、3条許可については「牧草を植えて農地として利用する」として申請を受理し、総会審議後に許可しましたが、■■■さん自身は当初から「牧草を保管する場所が不足しているため造成して利用する」目的で農業委員会事務局へ相談に来ており、■■■さんと当時の事務局職員の間で認識の相違があったようで、今回の違反転用状態に至ったという経緯があります。</p> <p>利用状況調査に関連した確認作業中に、事務局職員が現況の状態を発見し、■■■さんに改めて転用許可を取るよう依頼して今回の申請となりました。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅や牛舎に近く効率的であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、この土地は農用地区域内農地ですが、使用目的の用途変更済みであることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は畑、東側は宅地、西側は雑種地、南側は公衆用道路にそれぞれ接しており、隣接する畑は耕作されていないため、周辺の営農に問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地1筆■■■㎡に、碎石が既に敷かれて造成されており、追加での工事等は行わず、現状のまま利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、これまで通り既設の排水路に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましても、現状のまま利用するため新たな費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第38号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第38号」については、農地法第4条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第38号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第39号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書4ページをお開きください。 議案第39号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出

	<p>されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和52年頃に、減反政策によって稲作を止めたこと、市外在住で農地の管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	11月19日、■■■■委員と事務局2名と■■■■さんと現地確認を行いました。昭和52年ごろの減反政策以降、耕作を断念しており、草木が生い茂っております。農地としての利用が難しいとのこと、今回の申請となりました。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■委員の説明のとおりです。審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を11月19日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、昭和52年に相続により申請地を取得しています。ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は令和8年1月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の農地と併せて売却するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第39号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第39号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第39号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第40号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の1番から26番及び41番について議題といたします。番号1番から26番及び41番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、藤原洋三委員には退出していただきたいと思ひます。
	< 藤原洋三委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。

阿部主査	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>議案第40号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。</p> <p>今回は、件数及び筆数が多数ございますので、議案書5ページのア.公社への貸付、それから議案書16ページのイ.公社からの貸付けを一連の流れでご説明いたします。</p> <p>まず、番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、[]歳から、議案書11ページの番号26番、申請人、貸人、[]区、[]、[]歳、までの申請の土地につきましては、公益社団法人、大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、議案書16ページの番号41番、借人、杵築、[]、への貸付となります。対象農地は、杵築市[]、93筆、[]㎡、耕作作物は水稻です。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書19ページから25ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自お読み取りください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第40号」の1番から26番及び41番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見・質疑なしとの声あり</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第40号」の1番から26番及び41番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしとの声あり</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第40号」の1番から26番及び41番については、「意見なし」として報告します。</p>
議長	<p>それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。</p>
	<p>< []委員 入室 ></p>
議長	<p>次に、「議案第40号」の27番から40番及び42番から47番について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>続きまして、</p> <p>議案書12ページをお開き下さい。番号27番、申請人、貸人、[]区、[]、[]歳と番号28番、申請人、貸人、[]区、[]、[]歳の申請の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、議案書16ページ、番号42番、[]区、借人、[]への貸付となります。対象農地は、杵築市[]、2筆と杵築市[]、1筆、の計3筆、[]㎡、耕作作物は果樹です。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書26ページから27ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、議案書12ページです。番号29番、申請人、貸人、[]区、[]、[]歳、の申請の土地につきましては、公益社団法人、大分県農業農村振興公社、理事長岡本天津男を通し、議案書16ページ、番号43番、[]、借人、[]への貸付とな</p>

	<p>ります。対象農地は、杵築市■■■■■、1筆、■■■■■㎡、耕作作物は水稻です。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書26ページから27ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、議案書12ページです。番号30番、申請人、貸人、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳から議案書14ページの番号38番、申請人、貸人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳までの申請の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、議案書16ページの番号44番、借人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■への貸付となります。対象農地は、杵築市■■■■■、30筆、■■■■■㎡、耕作作物は水稻です。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書19ページから25ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、議案書15ページです。番号39番、申請人、貸人、杵築天満、杵築市長永松悟の申請の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、議案書17ページ、番号45番、■■■■■区、借人、■■■■■、■■■■■歳、への貸付となります。対象農地は、杵築市■■■■■、5筆、■■■■■㎡、耕作作物は水稻です。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書32ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、議案書15ページです。番号40番、申請人、貸人、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳の申請の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、議案書17ページ、番号46番、借人、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳への貸付となります。対象農地は、杵築市■■■■■、1筆、■■■■■㎡、耕作作物は牧草です。</p> <p>土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書33ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>最後に、議案書17ページです。番号47番です。これは資料には掲載ございませんが、現借人の■■■■■氏からの配分替え、借り換え案件です。借人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳への貸付となり、対象農地は、杵築市■■■■■、1筆、■■■■■㎡耕作作物はスナップエンドウです。</p> <p>土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書34ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>よって、今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、番号1番から40番までの合計134筆■■■■■㎡。貸し手農家数40戸、借り手農家数1戸。利用権の設定面積は、■■■■■㎡。対しまして、大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号41番から47番までの合計135筆■■■■■㎡。貸し手農家数1戸、借り手農家数7戸、利用権の設定面積は、■■■■■㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第40号」の27番から40番及び42番から47番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
■■■■■委員	<p>39番の市有の土地はどういった土地なのか、もう少し詳細の説明をお願いします。</p>
阿部主査	<p>■■■■■の道を挟んで対面側です。当時は杵築市が■■■■■を建てる予定で持っていたが、計画がなくなってしまい維持管理のみ行っていました。耕作者を公募したところ、■■■■■さんが名乗り出て今回の申請となりました。</p>

議長	お諮りいたします。「議案第40号」の27番から40番及び42番から47番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第40号」の27番から40番及び42番から47番については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、「議案第41号」「農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について」を議題といたします。番号48番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	<、 委員、退出、>
議長	それでは事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>続きまして議案書35ページをお開きください。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか意見を求める。</p> <p>ア. 所有権の移転（公社への買入）</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男、申請の土地、大字 、地番 、地目、田、地積 ㎡、他3筆、合計4筆の ㎡。こちらは農地売買等支援事業による公社買入となります。</p> <p>譲受人の経営面積は、公社のためありません。今回の大分県農業農村振興公社への買入は、番号1番の合計4筆 ㎡。売り手農家数1戸、買い手農家数1戸、ア.所有権の移転面積は ㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第41号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第41号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第41号」については、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員 入室>
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第8号」及び「報告第9号」がありますので、事務局より報告願います。

梶原主査	<p>議案書36ページをお開きください。</p> <p>報告第8号、農地法第5条許可処分の取消願いについて</p> <p>下記の土地について農地法第5条許可処分の取消願いが提出されたので報告します。</p> <p>番号1番、地上権の設定。土地所有者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。転用者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、法人、設立[REDACTED]年。申請の土地、大字[REDACTED]、[REDACTED]、地目、畑、地積[REDACTED]㎡、合計1筆の[REDACTED]㎡。</p> <p>当初申請内容、太陽光発電施設用地。取消申請理由、申請地は令和2年5月18日付けで農地法第5条により太陽光発電施設用地として転用許可されたが、事業に係る資金調達が困難になったことから、当該計画の実施を断念した。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
阿部主査	<p>議案書37ページをお開きください。</p> <p>報告第9号、農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理についてです。</p> <p>下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。</p> <p>今回の案件は、先ほどの議案第40号で、利用権の設定であがりました、[REDACTED]に関するものです。これまで交わした利用権の契約が、複数あり、契約期間や、また使用貸借か賃貸借か契約内容もまちまちであることから、契約の一本化、もしくは契約内容の統一を図るための合意解約であります。よって、関連づけてご報告いたします。</p> <p>番号1番から議案書39ページの5番までの筆につきましては、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]氏から貸人の大分市、大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男に返す内容となっています。そして、番号6番から、議案書46ページの番号32番までが、さらに、今度は、大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男から[REDACTED]さんをはじめとする貸人に返す内容となっています。</p> <p>つまり、借人である[REDACTED]から、貸人の土地所有者に戻る、この一連の流れにより、合意解約の成立したことの報告とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和7年第9回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10:30終了)</p>